

# 広島県犯罪被害者等支援条例（仮称）の骨子案 <概要版>

## 1 趣旨

犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができる社会の実現に向け、広島県犯罪被害者等支援条例（仮称）の制定について、議会に提案することとし、骨子案を別紙のとおり策定した。

## 2 条例制定の趣旨・必要性

本県の刑法犯認知件数における凶悪犯・粗暴犯は、昨年1,100件を超えており、県民の誰もが予期せぬ重大な犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者等となる可能性がある。

県では、総合計画に「犯罪被害者等への支援」を位置付け、取組を推進してきたが、犯罪被害者等支援の窓口には、被害による心身の不調、経済的負担の増加、訴訟対応などの様々な相談が寄せられていることに加え、自ら被害を訴えることが困難で、支援の手が十分に行き届いていない犯罪被害者等も少なくない。

こうした状況を踏まえ、県民、事業者及び民間支援団体など、多様な主体が協力し、取組の充実を図り、必要な支援が途切れることなく提供される体制を構築するとともに、社会全体の犯罪被害者等に対する理解と配慮を促進し、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を早期に実現していくため、広島県犯罪被害者等支援条例（仮称）を制定する。

## 3 骨子案の概要

### (1) 根拠法令

犯罪被害者等基本法 第5条（以下「基本法」と言う。）

### (2) 対象

- ・犯罪被害者等：犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）により被害を受けた者及びその家族又は遺族
- ・行政機関、民間支援団体、事業者のほか、一般県民を含む社会のすべての構成員

### (3) 外部検討会での主な意見と県の現状・課題を踏まえた今後の対応

第1回広島県犯罪被害者等支援検討会（6月開催）で出された3つの論点ごとに、県の現状・課題などを踏まえ、今後、次のとおり対応する。

<b>(ア) 犯罪被害者等支援のための条例の必要性</b>
犯罪被害者等支援について、関係機関が連携して充実させ、継続性を確保するためには、基本理念、各主体の責務・役割、県の基本的施策、推進体制等を明らかにする条例が必要となることから、令和4年2月定例会における提案を目指し、準備を進める。
<b>(イ) 相談窓口/支援体制</b>
県の総合相談窓口機能の在り方について、（公社）広島被害者支援センター※との連携、協力方法を含め検討する。この中で、関係機関との会議体の設置方法や連携の在り方なども検討するとともに、効果的な広報について検討する。
<b>(ウ) 具体的な支援</b>
支援ニーズの把握を行い、県と市町、民間との役割分担や他県実績等を踏まえ、必要な取組を検討する。

※広島県公安委員会の指定する「早期援助団体」。被害直後から支援にあたることが可能

#### 4 条例骨子案の全体構成

項目	概要
<b>第1章 総則</b>	
目的	条例を制定する目的
定義	条例に用いる言葉の定義
基本理念	犯罪被害者等支援において踏まえる理念
県の責務	犯罪被害者等支援における各主体の責務・役割
県民の役割	
事業者の役割	
民間支援団体の役割	
<b>第2章 基本的施策</b>	
相談、情報の提供等	犯罪被害者等への情報提供、相談等
損害賠償の請求についての援助等	犯罪被害者等が行う損害賠償請求についての援助等
経済的負担の軽減	犯罪被害者等への経済的な助成に関する情報提供、助言等
心身に受けた影響からの回復	犯罪被害者等への適切な保健医療及び福祉サービスの提供等
安全の確保	犯罪被害者等の一時保護、防犯に係る指導、個人情報適切な取扱等
居住の安定	犯罪被害者等の県営住宅への入居における配慮等
雇用の安定	事業者の犯罪被害者等への理解を深める施策等
刑事手続の進捗状況に関する情報の提供等	刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報提供等
保護、捜査等の過程における配慮等	保護、捜査等の過程における犯罪被害者等への配慮に関する職員の訓練及び啓発、専門的知識を有する職員の配置等
県民の理解促進	教育活動、広報活動等による県民の犯罪被害者等への理解を深める施策等
人材の育成	支援を担う人材を育成するための研修等
民間支援団体に対する支援	民間支援団体に対する情報提供、助言等
被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援	子供等が、被害を受けていることを認識するための啓発活動や相談しやすい環境づくり等
重大事案における支援	死傷者多数等の重大事案における体制整備、必要な支援
<b>第3章 推進体制等</b>	
推進体制の整備	関係機関と連携・協力する総合的な支援体制の整備等
取組方針の策定	犯罪被害者等の支援に関する取組方針の策定
財政上の措置	必要な財政上の措置

#### 5 今後のスケジュール

- ・令和3年8月5日 第2回広島県犯罪被害者等支援検討会において骨子案への意見聴取
- ・令和3年8月19日 県議会生活福祉保健委員会に骨子案提出
- ・令和3年10月頃 第3回広島県犯罪被害者等支援検討会において素案への意見聴取
- ・令和3年11月頃 県議会生活福祉保健委員会に素案提出、パブリックコメント実施
- ・令和4年1月頃 県議会生活福祉保健委員会にパブリックコメントの結果報告等
- ・令和4年2月 定例会に条例案を提出

# 広島県犯罪被害者等支援条例（仮称）の骨子案

令和 3 年 8 月  
県民活動課

## <骨子案の構成>

- 1 条例制定の趣旨・必要性
- 2 現状・背景
  - (1) 犯罪被害者等の状況
  - (2) 県民の意識
- 3 考慮が必要な社会情勢の変化
- 4 検討会における主な意見と県の現状・課題、今後の対応
- 5 条例（骨子案）
- 6 参考資料

### 1 条例制定の趣旨・必要性

本県の刑法犯認知件数における凶悪犯・粗暴犯は、昨年 1,100 件を超えており、県民の誰もが予期せぬ重大な犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者等となる可能性がある。

県では、総合計画に「犯罪被害者等への支援」を位置付け、取組を推進してきたが、犯罪被害者等支援の窓口には、被害による心身の不調、経済的負担の増加、訴訟対応などの様々な相談が寄せられていることに加え、自ら被害を訴えることが困難で、支援の手が十分に行き届いていない犯罪被害者等も少なくない。

こうした状況を踏まえ、県民、事業者及び民間支援団体など、多様な主体が協力し、取組の充実を図り、必要な支援が途切れることなく提供される体制を構築するとともに、社会全体の犯罪被害者等に対する理解と配慮を促進し、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を早期に実現していくため、広島県犯罪被害者等支援条例（仮称）を制定する。

- ・「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
  - ・「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- （犯罪被害者等基本法第 2 条）

### 2 現状・背景

#### (1) 犯罪被害者等の状況

##### ア 本県における犯罪被害の状況（令和 2 年）

- ・刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、1,100 件を超える凶悪犯、粗暴犯が認知されている。
- ・本県の刑法犯被害に係る死傷者数は、493 人

【本県の刑法犯認知件数】

区分	令和2年		令和元年	
	認知件数	検挙件数	認知件数	検挙件数
刑法犯総数(件)	11,726	6,104	14,160	6,459
凶悪犯・粗暴犯計	1,178	1,052	1,341	1,164
凶悪犯	83	83	104	98
殺人	17	18	15	14
強盗	20	21	22	19
放火	18	18	21	21
強制性交等	28	26	46	44
粗暴犯	1,095	969	1,237	1,066
暴行	534	476	658	574
傷害・傷害致死	441	393	443	381
脅迫	87	70	94	82
恐喝	33	30	42	29

【本県の刑法犯被害にかかる死傷者数】

区分	令和2年	令和元年
死傷者数(人)	493	528
男性	294	291
女性	199	237

【本県の交通事故死傷者数】

区分	令和2年	令和元年
事故件数(件)	4,779	6,257
負傷者数(人)	5,648	7,643
重傷者数(人)	840	1,043
死者数(人)	71	75

(広島県警資料を基に県民活動課作成)

イ 支援ニーズ（平成 29 年度警察庁「犯罪被害類型別調査」）

犯罪被害者等を対象に行われた全国調査の結果では、「どのような支援・配慮が必要かわからなかった」が、被害直後も、現在（調査回答時点）も最多であるほか、「事件・被害に関する話を聞いてもらう」も多い。

【被害直後】

	必要とした支援・手助け	割合
1	どのような支援・配慮が必要かわからなかった	37.3
2	事件・被害に関する話を聞いてもらう	30.9
3	警察・検察との対応の手助け、付き添い	13.8
3	特になし	13.8
5	精神的な支援	12.9
6	そっとしておいてもらうこと	10.0
7	プライバシー等への配慮	9.0
8	職場・学校等での配慮	7.7
9	弁護士との紹介	6.6
10	経済的な支援	5.7
11	医療機関の紹介	5.6
12	司法手続のことを教えてもらう	5.0
13	役所等での手続き補助	4.7
14	医療機関へ行く際の付き添い	3.3
15	生活全般の手伝い(買い物などの身の回りのことを含む)	2.3
16	家族の介護、子どもの世話	1.8
17	支援団体、自助グループ等の紹介	1.5
18	その他	1.2
19	裁判所へ行く際の付き添い	0.9
20	報道機関の対応の手助け	0.3

【現在】

	必要とした支援・手助け	割合
1	どのような支援・配慮が必要かわからなかった	36.9
2	特になし	33.0
3	事件・被害に関する話を聞いてもらう	10.2
4	そっとしておいてもらうこと	9.4
5	精神的な支援	8.9
6	経済的な支援	4.8
7	プライバシー等への配慮	4.4
8	警察・検察との対応の手助け、付き添い	4.0
9	弁護士との紹介	2.2
10	司法手続のことを教えてもらう	2.0
10	医療機関の紹介	2.0
12	職場・学校等での配慮	1.8
13	役所等での手続き補助	1.6
13	支援団体、自助グループ等の紹介	1.6
15	医療機関へ行く際の付き添い	1.3
16	家族の介護、子どもの世話	1.2
17	その他	0.9
18	生活全般の手伝い(買い物などの身の回りのことを含む)	0.8
19	裁判所へ行く際の付き添い	0.4
20	報道機関の対応の手助け	0.3

(警察庁 HP 掲載資料を基に県民活動課作成)

(調査概要)

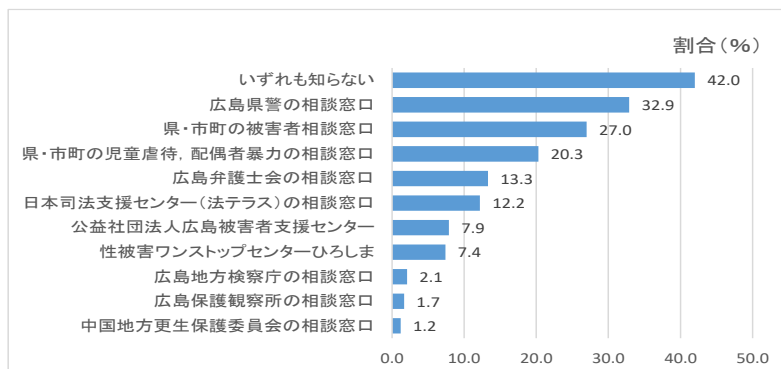
- ・調査方法：インターネット調査、・有効回答：1,696名
- ・調査対象：過去に次のいずれかの犯罪等被害にあったと回答した本人又は遺族（遺族にあっては交通事故・殺人のみ）の方（配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待、性的な被害、交通事故、殺人・殺人未遂又は傷害等（死亡又は全治1週間以上）の暴力犯罪

## (2) 県民の意識

- ・犯罪被害者等のための相談窓口は「いずれも知らない」が、42.0%で最多
- ・「犯罪被害者等が支援を受けることができる相談体制の整備」について、49.1%が必要と回答。県が取り組んでいることを知っているのは11.2%

### ア 県政世論調査 (R2)

犯罪被害者及びその家族等のための相談窓口の認知度 (有効回答 1,272)



### イ 広島県県民意識調査 (R2)

犯罪被害者等が支援を受けることができる相談体制の整備について

回答	回答者数
必要だと思う取組である	491人/1000人
広島県で取り組んでいることを知っている	112人/1000人

## 3 考慮が必要な社会情勢の変化

国が、令和3年3月に策定した「第4次犯罪被害者等基本計画」(はじめに)において、次の事柄に言及されている。

- ・中長期的な支援の充実
- ・自ら被害を訴えることが困難で、支援の手が十分に行き届いていない犯罪被害者等への支援
- ・個々の事情に一層配慮した支援
- ・社会全体で支えていく機運の一層の醸成
- ・新型コロナウイルス感染症やデジタル化の進展等の変化への対応

## 4 第1回広島県犯罪被害者等支援検討会における主な意見と県の現状・課題、今後の対応

### (ア) 犯罪被害者等支援のための条例の必要性

#### 【検討会での主な意見】

- ① 被害者等が再び平穏な生活を取り戻すためには、長い年月がかかるため、継続的な支援が必要であり、また民間支援団体への援助も充実させる必要がある。
  - ・関係機関の力を結集し、より充実した支援を進めていく必要がある。

#### 【県の取組の現状・課題】

- ① 犯罪被害者等支援を県の総合計画に位置づけ推進しているが、基本理念、各主体の責務・役割、犯罪被害者等基本法において地方公共団体が講ずるとされている基本的施策への対応、推進体制などが明確になっていない。
- ② 犯罪被害者等支援全体にわたる、施策の進捗状況のとりまとめがなく、点検評価が不十分となっている。また、県民にもわかりにくい状態になっている。

#### 【今後の対応】

- ① 犯罪被害者等支援について、関係機関が連携して充実させ、継続性を確保するためには、基本理念、各主体の責務、県の基本的施策、推進体制等を明らかにする条例が必要となることから、令和4年2月定例会における提案を目指し、準備を進める。  
⇒条例（骨子案）のとおり
- ② 条例の内容を具体化し、犯罪被害者等支援の点検評価、施策の進捗管理が必要となることから、条例に基づく「取組方針」を整理する。

**(イ) 相談窓口/支援体制**

**【検討会での主な意見】**

- ① 被害後、まずどこに相談するのかわからない人がおり、広報が必要。
- ② 相談窓口が多いことはよいことだが、支援を受ける側に立つと、相談窓口の集約も必要。
- ③ どんな支援が必要かわからなかった、という声は聞くので、様々な支援について、例えば、県によるコーディネーター的役割が必要。
- ④ 関係機関で構成する会議体を、より実効性あるものにしていくことが必要。

**【県の取組の現状・課題】**

- ① 相談窓口の認知度が低い。
- ②③ 総合的な相談・支援を担う機関は、県警（被害者支援室）のほか、県（総合相談窓口。県民活動課内に設置）、（公社）広島被害者支援センターがあるが、一般的な福祉制度の活用等も含む総合的、中長期的な支援のコーディネート機能は不十分
- ④ 関係機関で構成する会議体はあるが、情報共有に留まっている。
- ⑤ 重大事案発生時の関係機関による対応が不明確

**【今後の対応】**

- ②③ 県の総合相談窓口機能の在り方について、（公社）広島被害者支援センターとの連携、協力方法を含め検討する。
- ①④⑤ 上記の中で、関係機関との会議体の設置方法や連携の在り方なども検討するとともに、効果的な広報について検討する。

**(ウ) 具体的な支援**

**【検討会での主な意見】**

＜精神的支援＞

- ・大きな精神的ダメージの軽減支援
- ・自身や、家族が被害にあった場合などの子供のケア

＜経済的支援＞

裁判費用、医療費、転居費用、働けなくなり収入が途絶えた時の負担など

＜その他＞

- ・被害直後の日常生活の安定支援
- ・子供が被害にあったことに気づく教育
- ・時間経過で変わるニーズへの支援（中長期的支援）
- ・二次被害の防止
- ・報道機関と被害者・家族の間の調整等の支援

**【県の取組の現状・課題】**

○現在の県の主な取組（委託実施含む）は次のとおり ※詳細は参考資料参照

＜精神的支援＞

県警や、性被害ワンストップセンターひろしま等による相談支援

＜経済的支援＞

費用の一部の公費負担（無料法律相談、無料カウンセリング、医療費等）

○課題

- ・支援ニーズの把握が不十分

**【今後の対応】**

支援ニーズの把握を行い、県と市町、民間との役割分担や他県実績などを踏まえ、必要な取組を検討する。

## 5 広島県犯罪被害者等支援条例（仮称）骨子案

### (1) 全体構成

項目	概要
<b>第1章 総則</b>	
目的	条例を制定する目的
定義	条例に用いる言葉の定義
基本理念	犯罪被害者等支援において踏まえる理念
県の責務	犯罪被害者等支援における各主体の責務・役割
県民の役割	
事業者の役割	
民間支援団体の役割	
<b>第2章 基本的施策</b>	
相談、情報の提供等	犯罪被害者等への情報提供、相談等
損害賠償の請求についての援助等	犯罪被害者等が行う損害賠償請求についての援助等
経済的負担の軽減	犯罪被害者等への経済的な助成に関する情報提供、助言等
心身に受けた影響からの回復	犯罪被害者等への適切な保健医療及び福祉サービスの提供等
安全の確保	犯罪被害者等の一時保護、防犯に係る指導、個人情報の適切な取扱等
居住の安定	犯罪被害者等の県営住宅への入居における配慮等
雇用の安定	事業者の犯罪被害者等への理解を深める施策等
刑事手続の進捗状況に関する情報の提供等	刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報提供等
保護、捜査等の過程における配慮等	保護、捜査等の過程における犯罪被害者等への配慮に関する職員の訓練及び啓発、専門的知識を有する職員の配置等
県民の理解促進	教育活動、広報活動等による県民の犯罪被害者等への理解を深める施策等
人材の育成	支援を担う人材を育成するための研修等
民間支援団体に対する支援	民間支援団体に対する情報提供、助言等
被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援	子供等が、被害を受けていることを認識するための啓発活動や相談しやすい環境づくり等
重大事案における支援	死傷者多数等の重大事案における体制整備、必要な支援
<b>第3章 推進体制等</b>	
推進体制の整備	関係機関と連携・協力する総合的な支援体制の整備等
取組方針の策定	犯罪被害者等の支援に関する取組方針の策定
財政上の措置	必要な財政上の措置

## (2) 骨子案の内容

### ア 第1章 総則

項目	内容案
目的	<p>この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、県の責務及び県民、事業者並びに民間支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって、<u>犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会※</u>及び誰もが安全・安心を実感して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>※「将来の目指す社会像」のうち、下線部の説明文は、以下のとおり。 (条例に基づく取組方針に記載予定。)</p> <p><b>【説明文】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）により被害を受けた者及びその家族又は遺族が、</li><li>○ 行政機関や民間支援団体、事業者のほか、一般県民を含む社会の全ての構成員から、</li><li>○ 様々な困難な状況に置かれていることや被害からの回復には長い時間を要するという実情が理解されるとともに、</li><li>○ 名誉、プライバシーなど個人の尊厳に配慮されている。</li><li>○ また、行政機関、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者からは、犯罪等により生じた被害又は二次被害を軽減又は回復するための支援も受けている。</li><li>○ これらによって、生活の再建が図られ、再び平穏な生活を営むことができる社会が実現されている。</li></ul>
定義	<p>この条例における用語の定義は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○犯罪等：犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。</li><li>○犯罪被害者等：犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。</li><li>○犯罪被害者等支援：犯罪被害者等の被害を軽減又は回復する取組及び社会全体の理解を深め、配慮を促進する取組をいう。</li><li>○二次被害：犯罪等による直接的な被害を受けた後、配慮に欠ける言動、風評、誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人も含む。）による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的損失、プライバシーの侵害等の被害をいう。</li><li>○民間支援団体：犯罪被害者等の支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。</li><li>○事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。</li></ul>



項目	内容案
<b>基本理念</b>	<p>○犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい対応を保障されることを旨として推進するものとする。</p> <p>○犯罪被害者等支援は、犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行うものとする。</p> <p>○犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行うものとする。</p> <p>○犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下で推進するものとする</p>
<b>県の責務</b>	<p>○県は、基本理念にのっとり、国、市町及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。</p> <p>○県は、市町が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。</p>
<b>県民の役割</b>	<p>県民は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。</p>
<b>事業者の役割</b>	<p>事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、事業を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。</p>
<b>民間支援団体の役割</b>	<p>民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するよう努めるものとする。</p>

## イ 第2章 基本的施策

項目	内容案
相談、情報の提供等	県は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講じる。
損害賠償の請求についての援助等	県は、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助等、必要な施策を講じる。
経済的負担の軽減	県は、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じる。
心身に受けた影響からの回復	県は、犯罪被害者等の心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他必要な施策を講じる。
安全の確保	県は、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講じる。
居住の安定	県は、県営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講じる。
雇用の安定	県は、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講じる。
刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等	県は、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等必要な施策を講じる。
保護、捜査等の過程における配慮等	県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査等の過程において、犯罪被害者等への配慮がなされるように、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置等必要な施策を講じる。
県民の理解促進	県は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民の理解を深めるよう必要な施策を講じる。
人材の育成	県は、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講じる。
民間支援団体に対する支援	県は、民間支援団体に対し、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講じる。
被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援	県は、子供等、自ら被害を訴えることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が、被害を受けていることを認識するための啓発活動や被害を受けたことを相談しやすい環境づくりその他の必要な施策を講じる。
重大事案における支援	県は、犯罪等により死傷者が多数に上るなど重大な事案発生した場合に、支援体制を整備し、必要な支援を行う。

### ウ 第3章 推進体制等

項目	内容案
推進体制の整備	県は、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するよう努める。
取組方針の策定	県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する取組方針を定める。
財政上の措置	県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

1 犯罪被害者等支援に係る県警・県の主な取組

条例案の項目	県警・公安委員会	知事部局・教育委員会
相談、情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> <li>捜査員による被害者等への刑事手続、支援制度等の説明</li> <li>パンフレット「被害者の手引」等を作成し、被害者に配付</li> <li>(公社) 広島被害者支援センターを犯罪被害者等早期援助団体に指定し、県警からの情報提供事案に係る犯罪被害者等の相談支援を委託</li> <li>関係機関で構成する「被害者支援連絡協議会」を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性被害ワンストップセンターひろしまによる支援</li> <li>こども家庭センター、消費生活センターによる支援</li> <li>県民活動課内に「総合相談窓口」設置</li> <li>「犯罪被害者支援ハンドブック」の配布</li> <li>関係機関と連携した、相談窓口リーフレットの配布</li> <li>市町職員を対象とした研修実施</li> </ul>
経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の犯罪被害給付制度※の業務</li> <li>一定条件の下、診断書料や、犯罪被害者等のカウンセリング費用等を負担。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性被害ワンストップセンターひろしまによる、緊急避妊等の医療費や法律相談費用などの一部負担。</li> </ul>
心身に受けた影響からの回復	<ul style="list-style-type: none"> <li>少年相談窓口を設置し、専門職員等による助言指導やカウンセリングを実施。</li> <li>公認心理師及び臨床心理士の資格を有するカウンセラーを配置し、カウンセリングを実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども家庭センターにおける適切な援助体制確保のため、児童心理司、保健師、弁護士、医師等を配置。</li> <li>こども家庭センターが、緊急の相談に対応できるよう体制を確保。</li> <li>スクールカウンセラーなど、外部人材も活用しながら、学校における教育相談体制を充実。</li> </ul>
安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との連携と役割分担の下、虐待被害児童の早期発見保護や虐待被害児童の心理に配慮した聞き取り調査、保護者からの相談への助言指導を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待への速やかな対応のため、教職員への研修や、学校と児童相談所等の関係機関の連携を促進。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で出所した者の定期的な所在確認を実施。</li> <li>再被害防止のため、緊急通報装置等の貸出や防犯指導等を実施。</li> </ul>	
居住の安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅が殺人事件等の現場になり、清掃業者に自宅の清掃を依頼した場合、かかった費用の一部を補助。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県営住宅への一時入居、優先入居</li> <li>居住支援協議会及び居住支援法人による住居のマッチング・入居支援。</li> </ul>
県民の理解増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者週間(11/25～12/1)において、民間被害者支援団体等と連携し、街頭キャンペーン、講演会等を開催。</li> <li>犯罪被害者等への配慮の涵養等に努めるため、「命の大切さを学ぶ教室」や『「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール』を開催。</li> </ul>	
潜在化しやすい犯罪被害者等支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の周知、相談対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各虐待防止法に基づく取組</li> <li>性被害ワンストップセンターひろしまによる支援(再掲)</li> <li>性犯罪の被害者・加害者・傍観者とならない教育</li> </ul>
重大事案における支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>県警の被害者支援マニュアルに沿って支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事案の状況によっては、広島県危機管理基本指針に沿って対応</li> </ul>

※国の犯罪被害給付制度～殺人等の故意の犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族や重傷病又は障害を負わされた犯罪被害者に対して、精神的、経済的打撃の緩和を目的とした一時金を支給

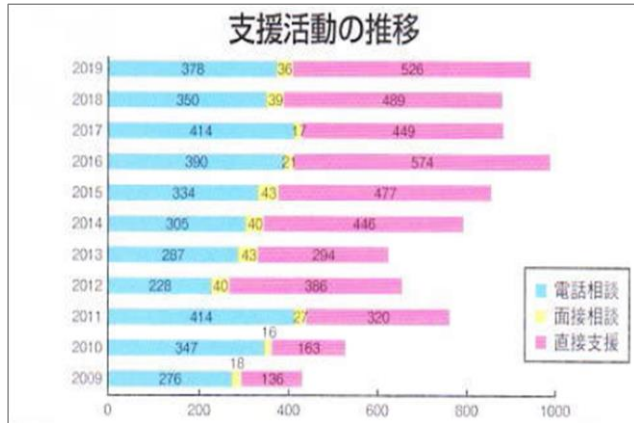
## 2 市町の状況

- ・総合相談窓口の設置：全市町
- ・犯罪被害者等支援に特化した条例を制定している市町：8市町
- ・犯罪被害者等の見舞金制度がある市町：11市町

## 3 相談支援機関・団体の状況

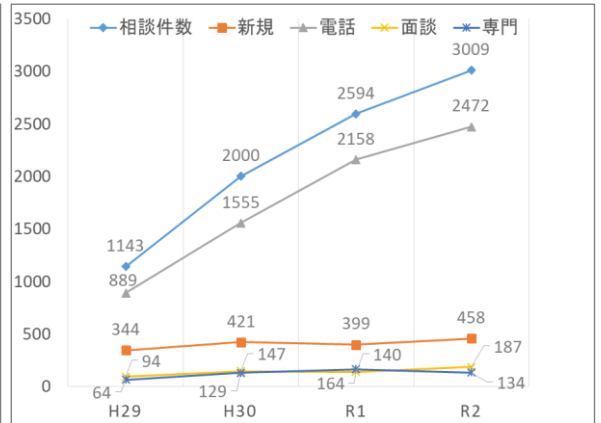
- ・(公社)広島被害者支援センターは、年間延べ800~900件程度の相談及び直接支援を実施
- ・性被害、DV、児童虐待の各支援機関での相談対応件数は増加傾向

【広島被害者支援センター】



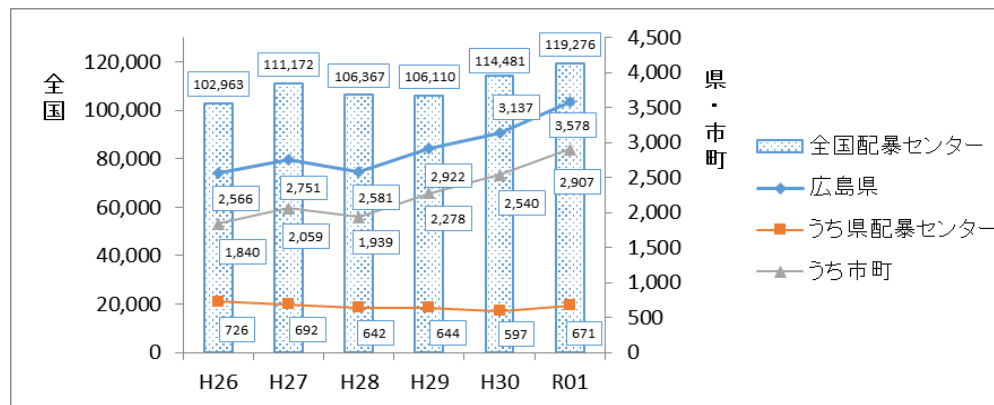
(出典：団体HP)

【性被害ワンストップセンターひろしま】



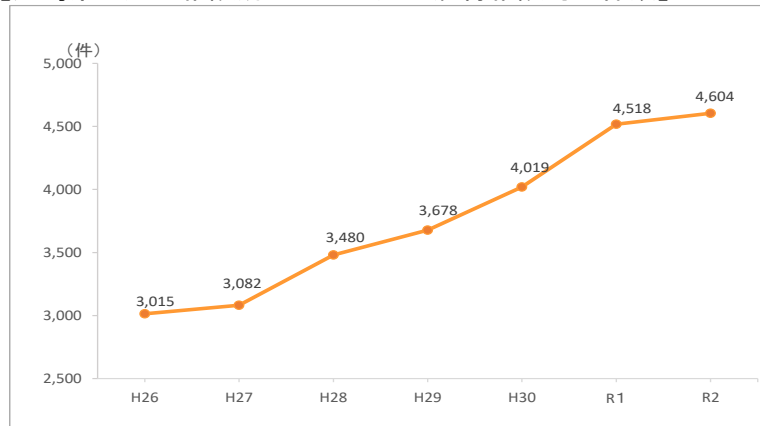
(出典：広島県資料)

【県配偶者暴力相談支援センターの婦人相談件数（うち暴力逃避に係るもの）】



(出典：ひろしまDV防止・被害者支援計画(第4次))

【広島県内児童相談所における児童虐待相談対応件数】



(出典：広島県資料)